

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の告示(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 1 人
- 2 意見等の件数 1 件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0 件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	告示を拝見しましたが、1つ気になった点があります。規制地域の見直し理由が都市計画用途地域と悪臭規制地域を一致させることになっています。塩谷トンネル付近はこれで良いと思いますが、他の地域はどうなのかと疑問に感じます。地図を見ると実際に人が住んでいるのに指定されていない地域が見られます。用途地域との一致にこだわらずに、生活の実情を調べた上での地域変更も調査・検討を行った方が良いのではと思いました。	悪臭防止法において、規制地域として指定すべき地域は、「住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域」とされており、御意見いただきましたとおり、規制地域の指定に当たっては、各地域の実情に鑑み、適宜整理してまいります。
2		
3		
4		
5		

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。